

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年11月13日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 6 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理補機冷却海水系ポンプ(B)出口圧力計テスト弁のハンドルに腐食(錆)が認められたため、当該テスト弁ハンドルを交換。	D	
2	1号機	パトロール時、原子炉建屋、活性炭ホールドアップ建屋、タービン建屋加熱蒸気ヘッダライン加熱蒸気及び戻り系配管ドレントラップバイパス弁の復旧不良(加熱蒸気及び戻り系配管点検後、「閉」にすべきところ「開」)が認められたため、当該バイパス弁を通常状態に戻し、対応検討。	対象外	平成20年11月6日 No.1関連不適合 に含む
3	2号機	原子炉圧力/原子炉水位計(広帯域)記録計の模擬入力試験において、指示値不良(瞬時変化に追従できない)が認められたため、当該記録計を点検。	D	
4	3号機	残留熱除去系(C系)の出口圧力に上昇傾向が認められ、確認したところ、残留熱除去系ポンプ(B)の封水止め弁及び逆止弁にシートリークが考えられるため、当該弁を点検。	D	
5	3号機	残留熱除去系ポンプ(B)の封水止め弁及び逆止弁のシートリークに伴い、同系ポンプ(C)吸込圧力計の指示上昇(オーバースケール)が認められたため、当該圧力計を点検。	D	No.4関連不適合
6	4号機	非常用ディーゼル発電設備電気品室換気空調系排気ファン(B)点検において、ファン主軸のファン嵌め合い部に摩耗が認められたため、対応検討。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353